

営利企業への従事等に係る許可基準及び運用について

営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和 53 年山口県人事委員会規則第 1 号。以下、「規則」という。）第 3 条に定める許可の基準について、満たすべき要件とその運用等を以下のとおり定める。

1 制限される行為

地方公務員法第 38 条第 1 項により、次の行為は営利企業への従事等（以下、「兼業」という。）に該当するものとして制限されている。

- (1) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等に就任すること。
- (2) 自ら営利企業を営むこと。
- (3) 報酬を得て事業又は事務に従事すること。

2 兼業許可の流れ

職員は、任命権者の許可を受けることにより、兼業を行うことができる。

ア 兼業を行おうとする職員は、営利企業従事等許可申請書（別記様式 1～3）を所属長に提出しなければならない。

イ 所属長は、職員から兼業の許可申請があった場合、申請の内容が許可基準に適合するときは、部局長（主管課）に内申する。

※ 兼業の可否について、判断が難しい場合は、事前に所属長を経由して人事課に相談するものとする。

ウ 部局長（主管課）は、申請内容を確認の上、総務部長（人事課）に進達する。

3 許可基準及び運用

任命権者は、以下の基準を全て満たす場合に許可することができる。

(1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること（規則第 3 条第 1 号）。

ア 兼業を行おうとする職員の健康、活動内容及び時間数等を考慮し、職員の職務遂行に支障を来さないこと、かつ原則として次の要件のいずれも満たすこと。

- ① 兼業先の勤務時間数が、週 8 時間又は 1 か月 30 時間以内であること。
- ② 勤務時間が割り振られた日においては、兼業先の勤務時間数が、1 日 3 時間以内であること。

※ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年山口県条例第 11 号）第 3 条第 2 項、若しくは第 3 条第 3 項、第 4 条又は第 5 条の規定による勤務時間の割り振りについて適用する。

※ 従事しようとする活動（兼業）が、労働基準法の労働時間規制が適用されるか否かを兼業先に確認すること。また、適用がある場合は、同法の時間外・休日労働の上限規制等の規定を遵守する必要がある。

イ 兼業を行うことによる心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えないこと。

ウ 兼業を行う時間と県における正規の勤務時間が重複する場合は、年次有給休暇を

取得し、又は職務専念義務免除の承認を得ることにより勤務時間外の活動とすること。

(2) 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないものであること（規則第3条第2号）。

ア 職員の職と兼業先との間に、運用通知（「営利企業への従事等の制限に関する規則の運用について」）第3条関係第2号に規定する許可、認可、免許、検査、県税の賦課及び徴収、補助金の交付等の監督若しくは権限行使又は工事の請負、物品の購入等の契約等、特別な関係がある場合は許可できないこと。

ただし、以下のいずれにも該当する場合は、この限りではない。

① 兼業先が、県の出資法人等であって、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公共の福祉の増進に資するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであるとき。

② 県の施策の推進を図るため、職員が役員等（非常勤かつ無報酬に限る。）に就任することが必要であると認められるとき。

イ 県と兼業先との間に相反する利害関係を生ずるおそれや職務の公正を妨げるおそれがある場合は許可できないこと。

(3) 公務員としての信用を傷つけるおそれがないものであること（規則第3条第3号）。

ア 従事する活動が、法令や公序良俗に反するものでなく、公務員としての信用を失墜しないものであること。

イ 兼業先の団体又はその役員（役員であった者を含む）が、当該団体の業務に係る刑事事件に関して起訴（無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く）、又は過去3年間に不利益処分を受けていないこと。

(4) その他法の精神に反しないと認められるものであること（規則第3条第4号）。

ア 報酬は、社会通念上妥当と認められる範囲内の額であり、公務員としての地位を利用した不適正な額でないこと。

イ 兼業先の設立目的及び設立目的に沿った活動実績（定款、直近3年分の事業報告、活動計算書等）が、兼業先のホームページ等により、公表されていること。

4 営利企業との兼業における許可基準

営利企業との兼業については、3に加え、以下の要件を満たすこと。

(1) 公益性が高く、かつ職員の能力向上が期待できる活動で、次のいずれかに該当するもの。

ア その活動が地域課題の解決や県民サービスの向上等、広く不特定多数の利益の増進に寄与すると認められるもの。

イ 従業者数が不足しているなど、社会的需要が高い活動であること（民間の就業を阻害しないこと。）。

(2) 原則として、勤務時間外、週休日及び休日における活動であること。

(3) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと。

5 自営兼業における許可基準

自営兼業（不動産賃貸、農業（家業継承した場合のみ）等を除く）については、3に加え、以下の要件を満たすこと。

- (1) 次のいずれかに該当する活動であること。
 - ア 職員個人の知識や技能を活かした自営
 - イ 社会貢献に資する、又は地域の実情を踏まえた自営
- (2) 原則として、週休日における自営であり、職務の遂行に支障がないこと。
- (3) 原則として、当該自営が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書を提出して行うものであること。
- (4) 当該自営の目的及び内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面を作成して行うものであること。

6 公正な職務執行の確保

4又は5に該当する兼業については、公正な職務執行を確保するため、特に以下の取扱いとする。

- (1) 事前相談
兼業を行おうとする職員は、活動内容等、必要な事項を明らかにした上で、事前に所属長を経由して人事課に相談するものとする。
- (2) 許可期間等
 - ア 兼業の許可は、2年を超えない期間について行うものとする。
 - イ 許可を受けた期間内であっても、人事異動等により職員の職務内容に変更が生じた場合は、兼業先の団体、事業等との関係を確認するため、再度許可を受けるものとする。
- (3) 活動実態の把握、健康管理等
 - ア 兼業許可を受けた職員の所属長（以下、「所属長」という。）は、職員の活動が申請に沿ったものとなっているか、定期的に実態の把握に努めるものとする。
 - イ 所属長は、職員の健康状態や時間外勤務時間を含めた勤務の状況等の把握に努め、業務の遂行に支障が生じる場合は、兼業時間数の抑制等の業務内容の見直しをさせるなど、必要な対応を行うこと。
 - ウ 許可後、活動内容の変更その他の事由により、許可基準を満たさなくなった場合は、所属長からの報告に基づき、当該許可を取り消すこととする。
- (4) 実績報告
兼業を行った職員は、次のとおり所属長に活動実績表（別記様式4）を提出しなければならない。
所属長は、主管課を経由して人事課に活動実績表を提出する。
 - ア 許可期間が3月以内の場合は、活動終了後速やかに提出すること。
 - イ 許可期間が3月を超える場合は、四半期ごとに提出すること。

(参考) 想定される活動例

1 営利企業との兼業

類 型	活 動 例
健康、保健、医療又は福祉の増進を図る活動	障害者支援、高齢者支援、施設訪問、点字や手話の教育、健康づくり教室
まちづくりの推進を図る活動	商店街の活性化、自治会役員、地域活性化イベントの実施、共助交通のドライバー、ライドシェアドライバー
観光の振興を図る活動	観光商品開発、地域ブランドづくり、郷土の歴史研究、観光ガイド
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	農作業の生産・収穫等、農事組合法人の事務補助、漁港施設等活用、漁村文化の継承、遊休農地・空き屋活用、中山間地域の買物代行
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	伝統芸能・文化の継承、スポーツ教室、芸術鑑賞、地域楽団、部活動外部顧問
環境の保全を図る活動	リサイクル推進、野生動物・野鳥の保護、森林・里山・海洋の保全、植栽・植樹
国際協力の活動	難民・留学生支援、国際交流、通訳、翻訳
子どもの健全育成を図る活動	子育て支援、自然体験、子ども食堂の運営

2 自営兼業

類 型	活 動 例
職員個人の知識・技能を活かした活動 (自営兼業)	ピアノ教室、書道教室、書籍等への寄稿、Web サイト制作、イラストレーター、学習塾講師、スポーツクラブ運営

営利企業従事等許可申請書
(営利企業との兼業・自営兼業以外)

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

所 属
職氏名

下記のとおり、山口県職員服務規程第 11 条の規定に基づき、営利企業等に従事する許可を申請します。

記

- 1 従事しようとする職
- 2 従事しようとする期間
- 3 職務の内容
- 4 勤務の態様
- 5 報酬等
- 6 従事することを必要とする理由
- 7 添付書類

営利企業従事等許可申請書
(営利企業との兼業)

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

所 属
職氏名

下記のとおり、山口県職員服務規程第 11 条の規定に基づき、営利企業に従事する許可を申請します。

記

1 企業等概要 (名称・設立目的・活動状況等)

2 従事する活動の目的・内容

- 地域課題の解決や県民サービスの向上など、広く不特定多数の利益の増進に寄与する活動
従業者数が不足しており、社会的需要が高い活動 (民間の就業を阻害しないこと)

3 従事する活動と許可基準との関係

4 従事する日・時間

(1) 従事予定日

- 週休日・休日 勤務日の勤務時間外

(2) 従事予定時間

時間/日 時間/週 時間/月

(3) 予定日及び予定時間の詳細

5 活動に従事する期間

開始年月日: 年 月 日

終了年月日: 未定 期限あり (年 月 日)

- 6 承認を求める期間
年 月 日 から 年 月 日 まで
- 7 報酬等
- 8 職員の職務の遂行への支障の有無
- 9 職員の職と兼業先との間の特別な利害関係の有無
- 10 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
- 11 その他参考資料

営利企業従事等許可申請書
(自営兼業)

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

所 属
職氏名

下記のとおり、山口県職員服務規程第 11 条の規定に基づき、自営に係る許可を申請します。

記

1 事業の名称・所在地

- 職員個人の知識・技能を活かした自営
社会貢献や地域の実情を踏まえた自営

2 事業の目的・内容

3 事業と許可基準との関係

4 事業に従事する日・時間

(1) 従事予定日

週休日

(2) 従事予定時間

時間/日

時間/週

時間/月

(3) 予定日及び予定時間の詳細

5 事業に従事する期間

開始年月日： 年 月 日

終了年月日：未定 期限あり (年 月 日)

開業届提出：あり 承認後速やかに提出予定 (転出案を受領)

事業計画書：あり 事業計画書以外の資料により代替

(資料名：)

- 6 承認を求める期間
年 月 日 から 年 月 日 まで
- 7 収入予定年額（再承認の場合は前年1年間の収入金額）
- 8 職員の職務の遂行への支障の有無
- 9 職員の職と事業との間の特別な利害関係の有無
- 10 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
- 11 その他参考資料

■活動実績表（ 年 月分）

別記様式4

所属 _____ 職・氏名 _____

日・曜	兼業開始時間	兼業終了時間	兼業従事時間	時間外勤務(公務)	備考	日・曜	兼業開始時間	兼業終了時間	兼業従事時間	時間外勤務(公務)	備考
1 日	～		0:00			23 月	～		0:00		
2 月	～		0:00			24 火	～		0:00		
3 火	～		0:00			25 水	～		0:00		
4 水	～		0:00			26 木	～		0:00		
5 木	～		0:00			27 金	～		0:00		
6 金	～		0:00			28 土	～		0:00		
7 土	～		0:00			29 日	～		0:00		
8 日	～		0:00			30 月	～		0:00		
9 月	～		0:00			31 火	～		0:00		
10 火	～		0:00			1月あたり合計			0:00	0:00	
11 水	～		0:00			兼業・時間外（公務）総計			0:00		
12 木	～		0:00			【確認事項】 (従事時間) <input type="checkbox"/> 週8時間以内又は1か月30時間以内の活動である <input type="checkbox"/> 勤務時間が割り振られた日において1日3時間以内の活動である <input type="checkbox"/> 勤務時間外、週休日及び休日における活動である (報酬) ※ 領収書・支給明細など根拠資料を提出すること 具体的に記入 <input type="checkbox"/> 労基法における法定外労働時間に該当する場合、報酬は割増支給されている (公務への支障の有無) <input type="checkbox"/> 兼業時間と公務における時間外勤務の総計が単月100時間以内及び複数月平均80時間以内である					
13 金	～		0:00								
14 土	～		0:00								
15 日	～		0:00								
16 月	～		0:00								
17 火	～		0:00								
18 水	～		0:00								
19 木	～		0:00								
20 休	～		0:00								
21 土	～		0:00								
22 日	～		0:00								